

陳述書

2025 年 10 月 7 日

住所



署名



1 この裁判の経過を踏まえ、改めて不妊手術ができないことによって私が受けてきた被害についてお話しします。

2 私が不妊手術を希望する理由は、自分の体から妊娠可能性を断ち切りたいからです。

私は、生理が始まった頃から、生理に対して単なる不快感を超えた強い嫌悪感を抱くようになりました。ナプキンをつけること自体も耐えられず、服に血がついてもそのままにしてやり過ごすほどでした。生理が来ることを前提にする行為そのものが、生理を受け入れていることになり、妊娠も受け入れているようで、それが苦痛なのです。

卵管結紮などの不妊手術では生理が止まらないことは理解しています。それでも、妊娠可能性を断ち切るために不妊手術を受けられれば、妊娠への恐怖からは解放されます。私にとって一番重要なのは妊娠しないことです。

3 私は、不妊手術を受けたいと思い、複数の病院に問い合わせましたが、いずれの病院でも断られました。また、母体保護法上の不妊手術とは異なりますが、MEA（マイクロ波子宮内膜アブレーション）という子宮内膜を照射して壊死させることにより生理を軽減し、妊娠の可能性も減らせる手術があることを知りました。そこで、MEAを実施している病院にも問い合わせたのですが、「医師同士の会議で決める」と言われ、その後、「まだ若いから」とか「会議で決まったことだから」などと十分な説明なく断られてしまいました。

4 私は、現在ミレーナを挿入して7年が経過しています。この間、妊娠能力を回復したいと思ったことはなく、妊娠する恐怖から遠ざかることができました。ピルも服用した経験があります。しかし、私はこれらの避妊方法を試

した上で、身体的な負担や経済的な負担の重さを感じています。やはり恒久的に妊娠可能性を断つことのできる不妊手術を受けたいというのが私の意思です。

国は「他の避妊手段がある」と主張していますが、知識として知っていることと実際に体験することは違います。私は既に実際に複数の方法を試してきた上で不妊手術を望んでいるのです。それが自分の意思だけでできないことは私にとって大きな苦痛です。

- 5 国は「後悔する可能性があるから」との理由で不妊手術を制限しているようですが、私はそのときに自分が最善だと思う選択をする権利があると考えています。例えば、美容整形などはリスクがあっても本人の意思で行えるのに、妊娠に関することだけが特別に制限されるのは、過保護であり不合理です。

私は7年間ミレーナを入れてきて、一度も後悔していません。子どもを産みたいと思ったこともありません。私にとって妊娠可能な体であることは恐怖でしかありません。

- 6 私は現在配偶者がいないため、直接的に配偶者同意要件に阻まれているわけではありません。しかし、私の母が中絶したくても父の反対でできなかったように、自分の体に対する決定が本人ではなく配偶者の同意に左右されることへの強い違和感を抱いています。麻酔を伴う手術でも他の手術は本人の同意だけで行えるのに、妊娠に関する手術だけは配偶者の同意を求められるというのは不合理だと思います。

それに、私は、子供が欲しいとは思いませんが、チャンスがあれば結婚は考えたいと思っています。しかし、もし結婚や事実婚をした場合にパートナーの同意が必要になるとすれば、結婚そのものを躊躇してしまいます。もち

ろん、相手が子供を望むかどうかは関係を築く上で確認するつもりですが、配偶者同意要件がある限り、不妊手術を受けられない可能性が残ってしまいます。そのため、私は結婚という人生の選択肢を自由に考えることができず、将来の人生設計においても不安と制約を強いられています。

以 上